

第3． 監査対象の概要

1． 市税の概要

(1)市税の種類

地方税には、税金の用途が特定されておらず、一般的経費に充てることができる普通税と、税金の用途が特定されている目的税があるが、市で課税されている税金は次のとおりである。

<普通税>

- ①市民税(個人及び法人)
- ②固定資産税
- ③軽自動車税
- ④市たばこ税
- ⑤特別土地保有税

(平成15年度税制改正に伴い、平成15年度以降の課税は停止されている)

- ⑥鉱産税

<目的税>

- ①事業所税
- ②入湯税
- ③都市計画税

(2)市税決算額の推移

過去5年間の市税決算額の推移及び平成27年度の当初予算額は次のとおりである。

平成26年度において、市税全体で約500億円と平成24年度から徐々に増加して過去5年間で最も高い水準となっている。前年度決算額と比べると、市たばこ税が66百万円減少しているものの、その他の市税は軒並み増加している。

とりわけ個人市民税は1.6億円、法人市民税は7.3億円、そして固定資産税・都市計画税は合わせて4.8億円と大きく増加している。主な要因として、個人市民税については納税義務者数が前年度に比して1,082人増加しているこ

とが税収の増加に大きく寄与していると考えられる。また、法人市民税については消費税率の引き上げ前の駆け込み需要などが法人の業績を向上させ、法人市民税の増加に影響を与えていると推察される。最後に固定資産税については新築家屋の増加が影響していると考えられる。

【過去5年間の税目別市税決算額及び平成27年度当初予算額】

(単位：百万円、人)

税目	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度当初予算
個人市民税	18,953	18,842	19,836	19,738	19,905	19,571
法人市民税	4,685	4,725	3,336	3,262	3,999	3,053
固定資産税	18,888	19,041	17,981	18,373	18,771	18,466
固定資産税 交付金	178	181	172	144	150	141
都市計画税	3,525	3,571	3,391	3,503	3,588	3,537
特別土地保有 税	2	19	-	-	-	0
事業所税	1,422	1,466	1,479	1,416	1,519	1,457
市たばこ税	1,597	1,828	1,784	1,966	1,900	1,840
軽自動車税	399	407	418	432	449	451
入湯税	105	111	99	93	97	89
鉦産税	0	0	0	0	0	0
市税合計	49,757	50,197	48,499	48,931	50,381	48,607
個人市民税 納税義務者数	150,601	151,661	152,954	153,823	154,905	155,734

上表のとおり、平成26年度の市民税(個人・法人)、固定資産税(固定資産税交付金を含む)・都市計画税の合計が464億円となり、市税全体の9割強を占めている。

また、平成24年度から平成26年度までの市税全体の調定額、決算額、不納欠損額、収入未済額及び収納率について、それぞれの現年課税分・滞納繰越分の推移は次のとおりである。

【過去3年間の決算額及び収納率等】

(単位：百万円)

区分		平成24年度	平成25年度	平成26年度	3年平均
調定額	現年課税分	48,604	49,012	50,429	49,348
	滞納繰越分	2,608	2,635	2,643	2,629
	合計	51,212	51,647	53,073	51,977
決算額	現年課税分	47,929	48,327	49,783	48,680
	滞納繰越分	570	603	597	590
	合計	48,499	48,931	50,381	49,270
不納欠損額	現年課税分	-	-	-	-
	滞納繰越分	100	94	98	97
	合計	100	94	98	97
収入未済額	現年課税分	709	715	672	699
	滞納繰越分	1,937	1,937	1,946	1,940
	合計	2,646	2,653	2,619	2,639
収納率	現年課税分	98.6%	98.6%	98.7%	98.6%
	滞納繰越分	21.9%	22.9%	22.6%	22.5%
	合計	94.7%	94.7%	94.9%	94.8%

過去3年平均の状況を見ると、現年課税分493億円の調定額に対して、486億円が納税され、差額の6億6千万円が滞納となり、翌年度に繰り越されている。

一方滞納繰越分については、繰越分26億円のうち、5億9千万円が徴収され、1億円弱が不納欠損処理されている。

更に、平成24年度から平成26年度までの税目別の調定額、決算額、不納欠損額、収入未済額及び収納率の状況は次のとおりである。

【過去3年間の税目別決算額及び収納率等】

(単位：百万円)

区分	税目	平成24年度	平成25年度	平成26年度
調定額	個人市民税	20,975	20,884	21,044
	法人市民税	3,377	3,312	4,046
	固定資産税	19,180	19,561	19,914
	固定資産税 交付金	172	144	150

区分	税目	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
	都市計画税	3,618	3,729	3,806
	特別土地保有税	49	48	47
	事業所税	1,485	1,423	1,563
	市たばこ税	1,784	1,966	1,900
	軽自動車税	469	483	501
	入湯税	99	93	97
	鉱産税	0	0	0
	市税合計	51,212	51,647	53,073
決算額	個人市民税	19,836	19,738	19,905
	法人市民税	3,336	3,262	3,999
	固定資産税	17,981	18,373	18,771
	固定資産税 交付金	172	144	150
	都市計画税	3,391	3,503	3,588
	特別土地保有税	-	-	-
	事業所税	1,479	1,416	1,519
	市たばこ税	1,784	1,966	1,900
	軽自動車税	418	432	449
	入湯税	99	93	97
	鉱産税	0	0	0
	市税合計	48,499	48,931	50,381
不納欠損額	個人市民税	41	44	57
	法人市民税	2	6	5
	固定資産税	44	32	27
	固定資産税 交付金	-	-	-
	都市計画税	8	6	5
	特別土地保有税	1	1	-
	事業所税	-	-	-
	市たばこ税	-	-	-
	軽自動車税	3	3	3
	入湯税	-	-	-
	鉱産税	-	-	-
	市税合計	100	94	98
収入未済額	個人市民税	1,105	1,116	1,090
	法人市民税	56	54	55
	固定資産税	1,161	1,158	1,119
	固定資産税 交付金	-	-	-
	都市計画税	220	220	214

区分	税目	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
	特別土地保有税	48	47	47
	事業所税	5	7	44
	市たばこ税	-	-	-
	軽自動車税	48	47	48
	入湯税	0	-	-
	鉱産税	-	-	-
	市税合計	2,646	2,653	2,619
収納率	個人市民税	94.6%	94.5%	94.6%
	法人市民税	98.8%	98.5%	98.8%
	固定資産税	93.7%	93.9%	94.3%
	固定資産税 交付金	100.0%	100.0%	100.0%
	都市計画税	93.7%	93.9%	94.3%
	特別土地保有税	0.0%	0.0%	0.0%
	事業所税	99.6%	99.5%	97.2%
	市たばこ税	100.0%	100.0%	100.0%
	軽自動車税	89.1%	89.4%	89.6%
	入湯税	100.0%	100.0%	100.0%
	鉱産税	100.0%	100.0%	100.0%
	市税合計	94.7%	94.7%	94.9%

平成 26 年度の収入未済額 26 億 1 千万円のうち、個人市民税が 10 億 9 千万円、固定資産税・都市計画税が 13 億 3 千万円の計 24 億 2 千万円となっており、収入未済額全体の 90%強を占めている。

そのため、平成 26 年度の個人市民税の収納率は 94.6%、固定資産税・都市計画税の収納率がともに 94.3%と低く、市税全体の収納率を下げる要因となっており、特に個人市民税及び固定資産税・都市計画税の収入未済額をいかにして減少させ、市税全体の収納率の改善を行っていくかが、今後の課題であると考えられる。

(3) 歳入総額に占める市税の割合

過去 5 年間及び平成 27 年度当初予算の市税収入額が歳入総額に占める割合は次のとおりである。

平成 22 年度以降の歳入総額は 1,000 億円前後で推移しており、そのうち市税は 500 億円前後で、歳入総額の約 5 割近くを占めており、市税は歳入面にとって、極めて重要な位置付けにあるといえる。

【過去5年間の収入別歳入決算額及び平成27年度当初予算額】

(単位：百万円)

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度 当初予算
市税	49,757	50,197	48,499	48,931	50,381	48,607
地方譲与税等	852	873	822	783	753	725
地方交付税	11,875	11,811	11,669	11,839	12,070	11,365
使用料及び手数料	2,961	2,976	2,986	3,194	3,250	3,663
国庫・県支出金	23,330	21,816	21,551	24,714	26,745	25,039
諸収入等	4,012	4,531	3,757	4,059	4,975	9,877
市債	10,187	8,146	9,294	15,962	12,231	9,002
歳入合計	102,974	100,350	98,579	109,482	110,405	108,278
市税の割合	48.3%	50.0%	49.2%	44.7%	45.6%	44.9%

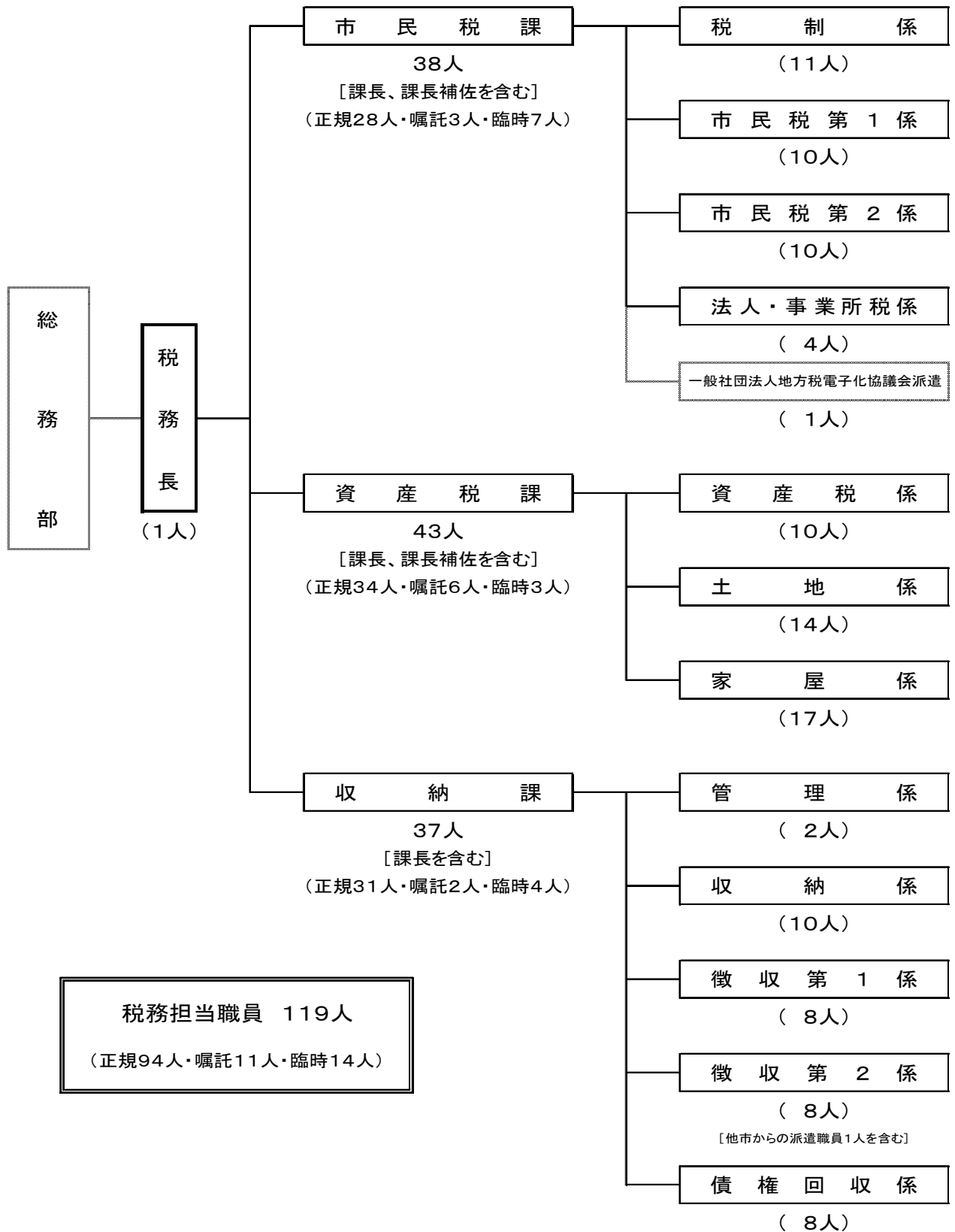
(4)市の組織

市の平成 27 年 4 月 1 日現在の機構図(市長部局)は、次のとおりである。



上表のうち市税に関する事務は、総務部で行われている。

平成 28 年 1 月 1 日現在の税務担当課の組織図は次のとおりである。



※()内の人数には、嘱託及び臨時的任用職員が含まれている。

(5) 事務分掌

各課の主な事務分掌は次のとおりである。

課	担当	主な事務分掌
市民税課	税制係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 税制の調査研究及び課税の総括に関すること。 ・ 固定資産評価審査委員会との連絡調整に関すること。 ・ 租税教育の推進に関すること。 ・ 関係行政機関及び関係団体との連絡調整に関すること。 ・ 市税の諸証明及び窓口事務の総括に関すること。 ・ 軽自動車税、市たばこ税、鉱産税及び入湯税の賦課及び調定に関すること。 ・ 原動機付自転車標識の交付に関すること。 ・ 公印の保管に関すること。 ・ 課の一般庶務に関すること。
	市民税第1係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人市民税の賦課及び調定に関すること。 ・ 所得税との調整に関すること。
	市民税第2係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人市民税の賦課及び調定に関すること。 ・ 個人市民税に係る各種統計報告に関すること。 ・ 農業所得に関すること。
	法人・事業所税係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人市民税の賦課及び調定に関すること。 ・ 事業所税の賦課及び調定に関すること。
資産税課	資産税係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 償却資産の評価及び償却資産に係る固定資産税の賦課に関すること。 ・ 償却資産概要調書等報告書に関すること。 ・ 償却資産評価調書に関すること。 ・ 償却資産課税台帳に関すること。 ・ 特別土地保有税の賦課に関すること。 ・ 国有提供施設等所在市町村助成交付金及び国有資産等所在市町村交付金に関すること。 ・ 国有資産等所在市町村交付金算定標準額に係る固定資産価格の証明に関すること。 ・ 固定資産税、都市計画税及び特別土地保有税の調定に関すること。 ・ 納税通知書、納付書及び課税明細書に関すること。 ・ 土地課税台帳、土地補充課税台帳、家屋課税台帳及び家屋補充課税台帳に関すること。 ・ 登記所からの通知及びこれに基づく土地課税台帳又は家屋課税台帳への記載に関すること。 ・ 納税管理人及び相続人代表者に係る手続に関すること。 ・ 固定資産税、都市計画税及び特別土地保有税の

課	担当	主な事務分掌
		<ul style="list-style-type: none"> 賦課に係る調整に関すること。 課の一般庶務に関すること。
	土地係	<ul style="list-style-type: none"> 土地の評価に関すること。 土地に係る固定資産税及び都市計画税の賦課に関すること。 土地概要調書等報告書に関すること。 土地総評価見込額等の調べに関すること。 土地評価調書に関すること。 土地評価資料の整備及び保管に関すること。 地籍図及び家屋見取図に基づく調査及び処理に関すること。
	家屋係	<ul style="list-style-type: none"> 家屋の評価に関すること。 家屋に係る固定資産税及び都市計画税の賦課に関すること。 家屋概要調書等報告書に関すること。 家屋総評価見込額等の調べに関すること。 家屋評価調書に関すること。 家屋評価資料の整備及び保管に関すること。 地籍図及び家屋見取図に基づく調査及び処理に関すること。
収納課	管理係	<ul style="list-style-type: none"> 市税収納の総括管理に関すること。 税収納システムに関すること。 市税の督促の公示送達に関すること。 市税の納付又は納入に係る受託証券の管理に関すること。 滞納処分票の管理に関すること。 公印の保管に関すること。 課の一般庶務に関すること。
	収納係	<ul style="list-style-type: none"> 市税その他徴収金の収納に関すること。 市税の納付書の発行に関すること。 過誤納金の還付等に関すること。 市税の口座振替に関すること。 県民税の払込手続に関すること。
	徴収第1係	<ul style="list-style-type: none"> 市税その他徴収金の徴収に関すること。 市税の督促、催告及び滞納処分に関すること。 市税の差押調書謄本等の公示送達に関すること。
	徴収第2係	<ul style="list-style-type: none"> 市税その他徴収金の徴収に関すること。 市税の督促、催告及び滞納処分に関すること。 市税の差押調書謄本等の公示送達に関すること。
	債権回収係	<ul style="list-style-type: none"> 市税その他徴収金の徴収に関すること。 市税の督促、催告及び滞納処分に関すること。

課	担当	主な事務分掌
		<ul style="list-style-type: none"> ・市税の繰上げ徴収に関する事。 ・差押財産の換価に関する事。 ・市税の徴収猶予及び換価の猶予に関する事。 ・交付要求に関する事。 ・市税の滞納処分の停止及び不納欠損処分に関する事。 ・市税の差押調書謄本等の公示送達に関する事。 ・市の債権の管理に係る指導・助言、企画立案及び調査研究に関する事。 ・市の債権の管理に係る研修に関する事。 ・債権管理連絡会議に関する事。 ・国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の徴収業務のうち、主に高額滞納案件に関する事。

(6) 他の中核市との比較

① 調定額、決算額、収納率の比較

平成 24 年度及び平成 25 年度の各中核市の市税調定額、決算額、及び収納率の状況は次のとおりである。

【中核市】
政令指定都市が処理することができる事務のうち、都道府県がその区域にわたり一体的に処理することが中核市が処理することに比して効率的な事務を除き、中核市に対して委譲するものであり、人口が 30 万人以上を要件とし、平成 26 年 3 月末時点で 42 市となっている。
中核市が主に処理できる事務として、民生行政に関する事務、保険衛生行政に関する事務、環境保全行政に関する事務、都市計画等に関する事務、及び文教行政に関する事務がある。

(単位：百万円、%)

市名	調定額		決算額		収納率	
	24 年度	25 年度	24 年度	25 年度	24 年度	25 年度
船橋市	98,645	99,919	93,058	94,637	94.3	94.7
姫路市	99,593	99,112	93,289	93,271	93.7	94.1
宇都宮市	94,969	95,709	87,875	89,253	92.5	93.3
鹿児島市	88,573	90,079	82,845	84,810	93.5	94.2
豊田市	88,762	89,443	85,693	86,869	96.5	97.1
西宮市	86,446	87,320	82,197	83,009	95.1	95.1
金沢市	82,555	83,251	76,709	77,844	92.9	93.5
倉敷市	83,828	83,165	78,950	78,916	94.2	94.9

市名	調定額		決算額		収納率	
	24年度	25年度	24年度	25年度	24年度	25年度
尼崎市	84,280	83,039	77,454	76,679	91.9	92.3
東大阪市	79,827	79,042	75,011	75,270	94.0	95.2
大分市	78,501	77,557	76,265	75,730	97.2	97.6
福山市	76,309	75,585	73,078	72,787	95.8	96.3
富山市	74,455	74,975	68,881	69,760	92.5	93.0
岐阜市	72,190	71,791	64,943	64,977	90.0	90.5
松山市	70,087	70,199	66,218	66,795	94.5	95.2
豊中市	68,891	69,461	64,220	65,091	93.2	93.7
岡崎市	67,229	68,263	63,607	65,059	94.6	95.3
豊橋市	66,105	66,996	61,104	62,155	92.4	92.8
柏市	66,801	66,887	62,078	62,879	92.9	94.0
高松市	67,301	65,665	63,615	62,622	94.5	95.4
横須賀市	66,668	64,827	62,045	60,721	93.1	93.7
高崎市	62,994	62,352	58,354	58,299	92.6	93.5
和歌山市	61,629	60,833	58,059	57,978	94.2	95.3
長野市	59,459	59,628	57,018	57,513	95.9	96.5
川越市	58,356	58,463	54,512	54,913	93.4	93.9
長崎市	56,281	56,215	52,818	53,298	93.8	94.8
奈良市	55,246	55,068	50,948	51,067	92.2	92.7
宮崎市	53,976	54,563	49,847	51,207	92.4	93.8
前橋市	52,004	53,694	50,408	52,225	96.9	97.3
大津市	51,213	51,648	48,500	48,931	94.7	94.7
いわき市	49,095	50,892	44,979	47,125	91.6	92.6
高槻市	50,062	50,805	48,410	49,450	96.7	97.3
郡山市	47,832	48,901	43,962	45,510	91.9	93.1
秋田市	46,475	47,175	42,726	43,704	91.9	92.6
高知市	46,718	46,428	43,846	43,851	93.9	94.4
那覇市	-	44,968	-	43,011	-	95.6
盛岡市	44,370	44,509	41,268	41,983	93.0	94.3
旭川市	43,034	43,300	38,988	39,498	90.6	91.2
久留米市	41,779	42,042	38,542	39,616	92.3	94.2
青森市	38,635	38,903	35,411	35,812	91.7	92.1
下関市	35,813	35,323	33,893	33,705	94.6	95.4
函館市	34,897	35,139	31,899	32,494	91.4	92.5

(注)平成25年度の調定額の多い順に並べ替えている。

(出典：総務省の地方財政統計年報)

平成25年度の市は、他の中核都市と比較した場合、調定額は42市中30番目、決算額は42市中31番目で調定額の規模が同水準であるいわき市と

同程度の低い水準にあるが、一方収納率は平成 24 年度が 41 市中 8 番目、平成 25 年度が 42 市中 18 番目と高い水準にあることがわかる。

②徴税費の比較

徴税費とは、税を徴収するためにかかる経費のことである。そのため、徴税費を抑え、税収入額を増やしていくことが必要であると考えられる。

市の徴税費の過去 5 年間の推移は次のとおりである。

(単位：百万円)

区分		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
税収入 額(A)	市税(E)	49,757	50,197	48,499	48,931	50,381
	個人の県民税	12,583	12,510	13,186	13,123	13,256
	合計	62,340	62,707	61,685	62,054	63,638
徴税費 用(B)	人件費	666	681	648	647	648
	上記以外の物件費	392	376	423	456	438
	報奨金、その他	80	-	-	-	-
	合計	1,140	1,058	1,071	1,104	1,086
県民徴税徴収取扱費(C)		508	485	486	492	508
純徴税費(D)=(B)-(C)		632	572	585	612	578
税収入 額に対 する徴 税費の 割合	全体(B)/(A)	1.8%	1.7%	1.7%	1.8%	1.7%
	市税(D)/(E)	1.3%	1.1%	1.2%	1.3%	1.2%

徴税費の構成を見ると、人件費が 6 割程度を占めている。また、税収入額に対する徴税費割合(全体)は 1.7%から 1.8%程度であり、これは 100 円の税収入額を得るために、1.7 円から 1.8 円の徴税費がかかっていることを意味している。

次に市と同程度の市税収入額(500 億円前後)の他中核市(高槻市、奈良市、高知市、和歌山市)の徴税費を比較したものは次のとおりである。

なお、他都市データの関係上、平成 25 年度を比較対象年度としている。

(単位：百万円)

区分		大津市	高槻市	奈良市	高知市	和歌山市
税収入 額(A)	市税(E)	48,931	49,449	51,066	43,850	57,978
	個人の県民税	13,123	13,403	14,877	10,414	11,979
	合計	62,054	62,853	65,944	54,265	69,957
徴税費 用(B)	人件費	647	652	575	772	862
	上記以外の物件費	456	135	294	79	539
	報奨金、その他	-	79	10	127	53
	合計	1,104	867	880	979	1,455

区分		大津市	高槻市	奈良市	高知市	和歌山市
県民徴税徴収取扱費(C)		492	511	491	466	516
純徴税費(D)=(B)-(C)		612	356	389	512	939
税収入額に対する徴税費の割合	全体(B)/(A)	1.8%	1.4%	1.3%	1.8%	2.1%
	市税(D)/(E)	1.3%	0.7%	0.8%	1.2%	1.6%
徴税職員数		92	103	98	129	136
1人当たり人件費(千円)		7,040	6,338	5,874	5,985	6,340
1人当たり税収入(千円)		674,506	610,227	672,905	420,664	514,394
1人当たり徴税費(千円)		12,006	8,426	8,985	7,593	10,706

税収入額に占める徴税費割合(全体)で比較した結果、和歌山市(2.1%)よりは低い水準ではあるものの、高槻市(1.4%)、奈良市(1.3%)と比較すると徴税費割合は高い水準となっている。

また、1人当たり税収入額は最も高い水準となっているが、それ以上に1人当たり徴税費が高いため、徴税費1円当たりの税収入額は和歌山市に次いで低い水準となっている。

上記のような結果となっている要因として、他中核市に比べて徴税職員数は最も少ないにも関わらず、1人当たり人件費が最も高く、また、同様に物件費についても和歌山市に次いで高い水準であることから、1人当たり徴税費が高額となっていると考えられる。

なお平成25年度の普通会計における職員給与費によれば、市の1人当たり給与費は6,354千円であり、中核市平均の6,199千円に比べて若干多いものの、同規模中核市と比較しても突出しているわけではない。

【平成25年度の職員給与費(普通会計)】

	職員数 (人)	給与費 (百万円)	1人当たり給与費 (千円)
大津市	1,987	12,626	6,354
高槻市	2,088	12,721	6,093
奈良市	2,635	17,093	6,486
高知市	2,326	13,760	5,916
和歌山市	2,580	15,755	6,107
中核市平均			6,199

(出典：総務省の地方公共団体給与情報等公表システム)

2. 市民税（個人市民税・法人市民税）

（1）個人市民税

個人の前年中の所得に対して課される税金であり、一定の税額を負担する「均等割」と所得金額に応じて負担する「所得割」に区分される。

①納税義務者、課税標準及び税率

個人市民税には均等割額と所得割額があり、下表の各区分の納税義務者にそれぞれの税額を課税する。

区分	納税義務者	税額
1	市内に住所を有する個人	均等割額及び所得割額の合算
2	市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で市内に住所を有しない者	均等割額

②個人市民税の非課税・減免制度

（ア）個人市民税減免制度

市税条例第 56 条、市税規則第 46 条において減免制度が定められており、対象者及び減免額は次のとおりである。

	減免の対象者・事由	減免額
①	【生活保護】 生活保護法の規定による保護を受ける者	免除
②	【失業者】 引き続き 3 か月以上失業している者 (雇用保険法第 13 条に規定する基本手当の受給資格者及び引き続き失業している者)	所得割額の 5/10 以内
③	【所得減少】 当該年中の所得の見積り額が前年中の所得に比し 2 分の 1 以下に減少し、市民税の納付が著しく困難であると認められる者（当該年中の所得金額の見積り額が前年中の所得金額に比し著しく減少した者）	所得割額の 5/10 以内
④	【災害・盗難】 不時の災害、盗難等により市民税の納付が著しく困難であると認められる者	所得割額の 10/10 以内
⑤	【寄宿舍、寮に合宿】 寄宿舍、寮等に合宿する者で、総所得金額の合計額が法第 314 条の 2 第 2 項に規定する額以下の者	免除
⑥	【傷病】 本人又は生計を一にする親族等が傷病のため市民税の納付が著しく困難であると認められる者	所得割額の 5/10 以内

	減免の対象者・事由	減免額	
⑦	【納付義務を負わない夫の妻】 納付義務を負わない夫（傷病などによる無所得の場合に限る）と生計を一にする妻で、総所得金額等の合計額が法第 295 条第 1 項第 2 号に規定する額以下の者	免除	
⑧	【勤労学生】 勤労学生で、総所得金額の合計額が法第 314 条の 2 第 1 項第 9 号に規定する額と同条第 2 項に規定する額との合計額以下の者	免除	
⑨	【死亡】 本人の死亡により市民税の納付が著しく困難であると認められる者	（ア）法定相続人の全部が被相続人の扶養親族であったとき	免除
		（イ）法定相続人の所得の合計額が前年中の被相続人の総所得と同額以下のとき	所得割額の 10/10 以内
⑩	【その他】 前各号に該当する者を除くほか、特に必要と認める者（前各号のほか、市長が特に必要があると認めたもの）	市長が定める割合	

また、減免制度の事務取扱いについては市が作成した「地方税の軽減又は免除」（以下「減免制度マニュアル」という。）に注意点、事務処理の流れ、処理要綱、手順、関係法令並びに申請書などの様式が記載されている。市民税課は減免申請書が提出された後、この減免制度マニュアルに基づき、減免処理事務を行っているが、減免可否決定を行うのは減免審査会である。減免審査会は税務長、課長、課長補佐、係長、減免担当者、学区担当で構成されている。

（２）法人市民税

法人市民税は、市内に事務所等を有する法人や法人格を有さない社団等で収益事業を行っている場合に課される税金であり、法人税額に税率を乗じて算定される「法人税割」と、資本金等の額や従業員数から算定される「均等割」とがある。

①納税義務者

法人市民税の納税義務者は以下のとおりである。なお、法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ収益事業を行うものは法人とみなされる。

納税義務者	法人税割	均等割
市内に事務所等を有する法人	○	○
市内に寮等を有する法人で、市内に事務所等を有しないもの	-	○
市内に事務所等を有する法人で、法人課税信託の引受を行うもの（受託法人としての納税義務）	○	-
法人課税信託の引受けを行うことにより法人税を課される個人で、市内に事務所等があるもの（受託法人としての納税義務）	○	-

②税額の計算方法

法人税割額は、「法人税額（又は連結法人税の個別帰属額）×税率」により算出されるが、税率は以下のとおり法人等の区分により異なる。また、市以外にも事務所等を有する法人の場合は、全従業員数に対する市の従業員数の割合を上記算式に乗じることにより税額を計算する。

法人等の区分	税率
下記以外	12.1%
法人税額（又は個別帰属法人税額）が年間 500 万円以下で、次のいずれかに該当する法人 1. 資本金等の額が 1 億円以下の法人 2. 資本金の額若しくは出資金の額を有しない法人（保険業法に規定する相互会社を除く） 3. 人格のない社団等	11.0%

一方、均等割額は、資本金等の額及び事業所等における従業員数によって異なり、以下のとおり算定される。

資本金等の額とは、地方税法第 292 条第 1 項第 4 号の 5 に規定する資本金等の額をいう。

(単位：円)

資本金等の額	市内の事業所等の 従業者数の合計数	税額（年額）
法人税法第2条第5号の公共法人及び地方税法第294条第7項に規定する公益法人等のうち、均等割を課することができないもの以外のもの	/	50,000
人格のない社団等		
一般社団法人（非営利型法人に該当するものを除く）及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く）		
保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの		
1千万円以下の法人	50人以下	
	50人を超える	120,000
1千万円を超え1億円以下の法人	50人以下	130,000
	50人を超える	150,000
1億円を超え10億円以下の法人	50人以下	160,000
	50人を超える	400,000
10億円を超え50億円以下の法人	50人以下	410,000
	50人を超える	1,750,000
50億円を超える法人	50人以下	410,000
	50人を超える	3,000,000

③申告と納税の方法

法人市民税は、申告納付制度が採用されており、納税義務のある法人は、事業年度が終了した後一定期間内に、その納付すべき税額を市に納める必要がある。

事業年度又は連結事業年度が6か月を超える法人は、当該事業年度等の開始の日以後6か月を経過した日から2か月以内に中間（予定）申告をしなければならない。事業年度が6か月を超える法人の申告の種類、税額、申告・納税の期限は以下のとおりである。

申告の種類		税額※	申告・納税の期限
中間（予定）申告	仮決算による中間申告	仮決算による法人税割額と、均等割額(年額)×1/2の額との合計額	事業年度等の開始の日以後6か月を経過した日から2か月以内
	予定申告	前事業年度の法人税割額×6/12の額と、均等割額(年額)×1/2の額との合計額	
確定申告		法人税学割+均等割額-中間	事業年度終了の日

	(予定) 申告による納付額	の翌日から原則として2か月以内
--	---------------	-----------------

※ 税額は事業年度が1年の法人の場合

④法人市民税の減免制度

法人市民税については、特別の事情がある者に限り、条例の定めるところにより、市民税を減免することができることとされており（地方税法第323条）、市においてもその市税条例第56条で市民税の減免について規程が定められている。

【市税条例第56条第2項】

次に掲げる法人に対しては、収益事業を行うものを除き、市民税の均等割を減免する。

- (1) 公益社団法人及び公益財団法人(法第296条第1項第2号に該当するものを除く。)
- (2) 一般社団法人(非営利型法人(法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。)に該当するものに限る。)及び一般財団法人(非営利型法人に該当するものに限る。)
- (3) 地方自治法第260条の2第7項に規定する認可地縁団体
- (4) 特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人
- (5) 前各号に掲げるものを除くほか、公益上その他特別の事由があるもの

3. 固定資産税・都市計画税

(1) 固定資産税

固定資産税は、土地・家屋、償却資産に対して課税される税であり、課税の対象となる固定資産は次のとおりである。

対象	例
土地	宅地、田及び畑(農地)、山林、牧場など
家屋	住宅、店舗、工場、倉庫など
償却資産	構築物、機械及び装置、船舶、航空機、車両及び運搬具、工具・器具・備品などの事業用資産

①納税義務者

固定資産税の納税義務者は、1月1日現在で市内に固定資産を所有している者である。ここでいう所有者とは、土地及び家屋については登記簿又は土地(家屋)課税台帳に登記又は登録されている人をいい、償却資産については償却資産課税台帳に登録されている人をいう。

ただし、所有者として登記(登録)されている人が賦課期日前に死亡している場合等には、賦課期日現在で、その土地、家屋を現に所有している人(相続人等)が納税義務者となる。

②税額の計算方法

固定資産税の課税額は、市が決定して納税義務者に通知する賦課課税制度であり、総務大臣が定めた固定資産評価基準に基づき価格を決定し、この価格をもとに課税標準額を計算し、その課税標準額に一定の税率を乗じ、さらにこれに減免額等を差し引いて計算する。課税標準額に乘じる税率は、1.4%となっている。

ただし同一人が市内に所有するそれぞれの固定資産の課税標準額の合計額が、土地については30万円、家屋については20万円、償却資産については150万円に満たない場合、固定資産税は課税されない。

固定資産の評価額の計算は次のとおりである。

(ア)土地

固定資産評価基準に基づき、売買実例価額を基に算定した正常売買価格を基礎として、地目別に定められた評価方法により評価額を算定する。

(イ)家屋

固定資産評価基準に基づき、再建築価格に経年減点補正率を乗じて評価額を算定する。

再建築価格とは、評価の対象となった家屋と同一のものを、評価の時点においてその場所に新築するものとした場合に必要とされる建築費である。

また、経年減点補正率とは、家屋の建築後の年数の経過によって生ずる損耗の状況による減価を表したものである。

なお、土地と家屋の価格は、1月1日を賦課期日として決定するが、3年ごとに価格を見直すこと(評価替え)になっており、地目の変換、土地の分合筆、家屋の増改築等があった場合を除き、原則として3年間評価が据え置かれることとなる。

(ウ) 償却資産

固定資産評価基準に基づき、個々の資産ごとに取得価額を基礎として、耐用年数に応じた取得後の経過年数による価値の減少(減価率)を反映して評価額を算定する。

また、1月1日現在、市内に事業用資産を所有している法人又は個人は、償却資産の申告書を提出する必要がある。

③納税の方法

固定資産税額を決定すると、市から納税義務者に対して「納税通知書」が送付され、市税条例の規定により、5月、7月、12月、翌年2月の年4回に分けて納付することとなる。

④固定資産課税台帳

市町村長は固定資産の状況及び固定資産税の課税標準である固定資産の価格を明らかにするため、固定資産課税台帳を備えなければならないものとされている(地方税法第380条第1項)。

固定資産課税台帳とは土地課税台帳、家屋課税台帳、土地補充課税台帳、家屋補充課税台帳、及び償却資産課税台帳を総称したものである(同法第341条第9号)。

市町村が固定資産税の課税上備えなければならない帳簿としては、固定資産課税台帳のほか、土地名寄帳及び家屋名寄帳がある(同法第387条)。

固定資産課税台帳、土地名寄帳及び家屋名寄帳には所有者の住所、氏名又は名称並びに所在、地番、地目、地積、家屋番号、種類、構造、床面積、価格等が記載されている。

固定資産税は市町村の備える固定資産課税台帳に登録されている固定資産の価格等を課税標準とし、固定資産課税台帳に所有者として登録されている者を納税義務者として課されるものである。

⑤評価と価格の決定

固定資産税については原則として、市町村に設置される固定資産評価員の実地調査の結果に基づいて評価が行われ(地方税法第408条、409条)、その評価の結果に基づいて毎年3月31日までに市町村長が価格を決定するものとされている(同法第410条1項)。

総務大臣は固定資産の評価の基準並びに評価の実施の方法及び手続（固定資産評価基準）を定め、これを告示しなければならないこととされている（同法第 388 条第 1 項）。

この固定資産評価基準は固定資産税における評価及び価格の決定についてよるべき基準となり、市町村長、道府県知事又は総務大臣が固定資産の価格を決定するに当たっては、これによって行うべきものとされている（同法第 403 条第 1 項、第 389 条第 1 項、第 745 条第 1 項）。

市町村長は価格等を決定した場合においては、直ちにその価格等を固定資産課税台帳に登録し、固定資産課税台帳に登録すべき固定資産の価格等の全てを登録した場合においては、直ちにその旨を公示しなければならない（同法第 411 条第 1 項、第 2 項）。

この場合、同法第 382 条の 2 の求める固定資産課税台帳の閲覧については、新たな価格等が登録された固定資産課税台帳を閲覧に供することとなる。

また、毎年 4 月 1 日から 20 日又は納期限のいずれか遅い日以後の日までの期間、公示で指定する場所において土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を縦覧に供しなければならない（同法第 415 条、第 416 条）。

これは、土地又は家屋の固定資産税の納税者が、自己の土地又は家屋課税台帳等の価格と当該土地又は家屋が所在する市町村内の他の土地又は家屋の価格とを比較することができるようにするためである。

なお、市町村長は同法第 411 条第 2 項の規定による公示の日以後において固定資産の価格等の登録がなされていないこと又は登録された価格等に重大な錯誤があることを発見した場合においては、直ちに固定資産課税台帳に登録された類似の固定資産の価格と均衡を失しないように価格等を決定し、又は決定された価格等を修正して、これを固定資産課税台帳に登録しなければならない。

この場合においては、市町村長は遅滞なく、その旨を当該固定資産に対して課する固定資産税の納税義務者に通知しなければならない（同法第 417 条第 1 項）。

⑥固定資産税の非課税制度

非課税とは課税を行うことを禁止しているものである。

地方税法において非課税として法定しているものについては、地方公共団体の意思如何にかかわらず納税義務を負わせることができない、いわば地方公共団体の課税権を制限したものと見える。

固定資産税の非課税範囲を定める場合に、その根拠を固定資産の所有者の性格に求めているものと、固定資産それ自体の性格、用途の面に求めているものとに区分することができる。前者を人的非課税、後者を物的非課税と称している。

なお、非課税の適用に当たっては定期的に実地調査を行うこと等により利用状況を的確に把握し、適正な認定を行う必要があるが、利用状況の把握のために、条例により申告義務を課することもできるとされている（「地方税法の施行に関する取扱いについて（市町村税関係）第3章第1節18」）。

項目	内容	説明
人的非課税	所有者の性格による非課税	国、都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区及び合併特例区に対しては、固定資産税を課することができないものとされている（地方税法第348条第1項）。
物的非課税	固定資産の性格又は用途による非課税	固定資産が供されている用途の特質にかんがみ非課税とされるもの（地方税法第348条第2項、4項～9項）。 例えば宗教法人、学校法人、社会福祉法人がその本来の用に供する固定資産などが挙げられる。

なお平成26年度の市の非課税の状況は次のとおりである。

【家屋】

内容	非課税条文 (地方税法)	非課税棟数
人的非課税	348-1	275
各種組合等の事務所・倉庫	348-4	179
人的非課税用途	348-2-1	12
宗教法人・境内地	348-2-3	270
文化財・史跡	348-2-8	27
学校法人等・学校用地	348-2-9	87
図書館・博物館	348-2-9	12
社会福祉施設	348-2-10	164
商工会議所	348-2-14	15
その他（注）		33
非課税物件 合計件数		1,074

【土地】

内容	非課税条文 (地方税法)	非課税筆数
人的非課税	348-1	83, 857
各種組合等の事務所・倉庫	348-4	3
人的非課税用途	348-2-1	24
水資源・土地改良・開発公社等	348-2-2	932
宗教法人・境内地	348-2-3	1, 824
墓地	348-2-4	498
公道	348-2-5	9, 220
公道に準ずる道路	348-2-5	626
運河用地	348-2-5	3
水道用地	348-2-5	9
用悪水路	348-2-6	1, 182
溜池	348-2-6	623
堤	348-2-6	4
井溝	348-2-6	1
保安林	348-2-7	3, 911
自然公園法	348-2-7-2	1
文化財・史跡	348-2-8	194
学校法人等・学校用地	348-2-9	227
図書館・博物館	348-2-9	1
社会福祉施設	348-2-10	206
日本赤十字	348-2-11	26
雇用促進事業団	348-2-19	9
その他（注）		1, 190
非課税物件 合計件数		104, 571

（注） 「その他」は上表以外の条文に係る非課税の合計

⑦固定資産税の減免制度

市町村長は天災その他特別の事情がある場合において固定資産税の減免を必要とすると認める者、貧困に困り生活のため公私の扶助を受ける者その他特別の事情がある者に限り、当該市町村の条例の定めるところにより、固定資産税を減免することができる（地方税法第 367 条）。

市長は、次の各号のいずれかに該当する固定資産のうち市長において必要があると認めるものについては、その所有者に対して課する固定資産税を減免する（市税条例第 74 条第 1 項）。

- ① 震災、風水害、火災その他これらに類する災害又は盗難により損失を受けた固定資産

- ② 生活保護法の規定による生活扶助を受ける者の所有する固定資産
- ③ 国又は地方公共団体による買収又は収納により、使用収益することができなくなった固定資産
- ④ 前各号のほか、市長が特に必要があると認めたもの

なお、固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限までに、所定の申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に申請しなければならないとされている(同条例第74条第2項)。

平成24年度から平成26年度の市の減免の状況は次のとおりである。

(単位：件、千円)

	平成24年度			平成25年度			平成26年度		
	申請	決定	金額	申請	決定	金額	申請	決定	金額
土地	240	240	6,309	272	272	25,676	223	223	5,569
家屋	48	48	1,660	61	60	37,009	44	44	1,528
償却資産	1	1	125	6	6	89	-	-	-
生活保護	6	6	56	11	11	200	11	11	222
合計	295	295	8,151	350	349	62,974	278	278	7,320

⑧固定資産税における申告制度

(ア) 償却資産

土地及び家屋については、原則として登記簿を基礎として、課税客体及び納税義務者たる所有者を固定資産課税台帳に登録し、固定資産税を課することができるため、課税客体の把握のための申告制度は採られていない。

一方、償却資産については土地及び家屋のような登記制度がなく、課税客体等を捕捉することができないため、償却資産の所有者に対して申告義務を課している。

固定資産税の納税義務がある償却資産の所有者は、総務省令の定めるところによって毎年1月1日現在における償却資産について、その所在、種類、数量、取得時期、取得価額、耐用年数、見積価額その他償却資産課税台帳の登録及びその償却資産の価格の決定に必要な事項を1月31日までにその償却資産の所在地の市町村長に申告することが求められている(地方税法第383条)。

(イ) 住宅用地

土地のうち、住宅用地については、課税標準の減額特例措置が講じられており、極めて多数の案件が生じるものと想定されている。

そのため、対象案件を把握する必要から市町村は条例を定めて必要な事項を申告させることができる(地方税法第 384 条、市税条例第 78 条)。

申告された土地は、住宅用地に該当するかどうかの認定審査に図られることになる。なお、固定資産税は賦課課税方式を採用しているので、住宅用地であれば申告がなくても住宅用地の認定はされなければならないとされている。また、被災住宅用地等の減額特例措置が創設されたが、この特例についても住宅用地と同様に申告制度を採用している(同法第 384 条の 2、同条例第 78 条の 2)。

⑨不服審査

納税者は固定資産課税台帳の登録価格に不服がある場合、固定資産評価審査委員会に対して「審査の申出」をすることができる。

この審査の申出期間は、公示の日から納税通知書の交付を受けた日後 60 日までである(地方税法第 432 条)。固定資産評価審査委員会は、申出を受けた日から 30 日以内に審査の決定をしなければならない(同法第 433 条)。

(2)都市計画税

都市計画税は、都市計画事業又は土地区画整理事業を行う費用に充てるための目的税であり、都市計画法による都市計画区域のうち、市街化区域内に所在する土地及び家屋に対して課税されるものである。

①都市計画税の用途

都市計画事業とは、都市計画施設の整備に関する事業及び市街地開発事業をいい、都市計画法第 11 条に規定されている都市計画施設とは次に掲げる施設をいう。

- (ア) 道路、都市高速鉄道、駐車場、自動車ターミナルその他の交通施設
- (イ) 公園、緑地、広場、墓園その他の公共空地
- (ウ) 水道、電気供給施設、ガス供給施設、下水道、汚物処理場、ごみ焼却場
その他の供給施設又は処理施設
- (エ) 河川、運河その他の水路
- (オ) 学校、図書館、研究施設その他の教育文化施設
- (カ) 病院、保育所その他の医療施設又は社会福祉施設
- (キ) 市場、と畜場又は火葬場

- (ク) 一団地の住宅施設（一団地における50戸以上の集団住宅及びこれらに附帯する通路その他の施設をいう。）
- (ケ) 一団地の官公庁施設（一団地の国家機関又は地方公共団体の建築物及びこれらに附帯する通路その他の施設をいう。）
- (コ) 流通業務団地
- (サ) 電気通信事業の用に供する施設
- (シ) 防風、防火、防水、防雪、防砂若しくは防潮の施設

また、都市計画法第4条、11条に規定されている市街地開発事業とは次の事業をいう。

- (ア) 土地区画整理法による土地区画整理事業
- (イ) 新住宅市街地開発法による新住宅市街地開発事業
- (ウ) 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律による工業団地造成事業又は近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律による工業団地造成事業
- (エ) 都市再開発法による市街地再開発事業
- (オ) 新都市基盤整備法による新都市基盤整備事業
- (カ) 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法による住宅街区整備事業
- (キ) 密集市街地整備法による防災街区整備事業

最後に都市区画整理事業とは土地区画整理法第3条の規定に基づいて行う事業であって、土地の区画形質の変更のための換地処分等の事業及び公共施設の新設又は変更に関する事業を指すものである。

②納税義務者

都市計画税の納税義務者は、1月1日現在で、市街化区域内に所在する土地又は家屋を所有している者である。

③税額の計算方法

都市計画税の課税額の計算は、固定資産税とほぼ同じ方法であり、課税標準額に乗じる税率は0.3%である。

また、免税点については、固定資産税について免税点未満のものは都市計画税もかからず、納税も固定資産税と合わせて納付することになっている。

4. 事業所税

事業所税とは、地方税法にその用途が定められている目的税であり、都市に人口、事業者が集中することに基因して、都市環境の整備に要する財政需要が増加することに対応するための税として昭和 50 年に創設されている。

(1) 事業所税の用途

地方税法第 701 条の 73 各号において、以下のような都市環境の整備及び改善のための事業に要する費用に充てることが規定されている。

- ① 道路、駐車場その他の交通施設の整備事業
- ② 公園、緑地その他の公共空地の整備事業
- ③ 下水道施設、産業廃棄物処理施設の整備事業
- ④ 河川その他の水路の整備事業
- ⑤ 学校、図書館その他の教育文化施設の整備事業
- ⑥ 病院、保育所その他の医療施設又は社会福祉施設の整備事業
- ⑦ 公害防止に関する事業
- ⑧ 防災に関する事業

(2) 課税団体

地方税法第 701 条の 30 において、指定都市等は事業所税を課することが規定されている。

課税団体は以下のとおりである（平成 26 年 3 月 1 日現在）。

なお、市は平成 17 年に実施された国勢調査における人口が 30 万人以上となり、課税団体として以下の要件④に該当したため、平成 18 年 7 月より課税している。

- ① 東京都（特別区の区域）
- ② 政令指定都市 20 市
- ③ 首都圏整備法の既成市街地を有する又は近畿圏整備法の既成都市区域を有する市 8 市
- ④ 人口 30 万人以上の地方税法施行令で指定された市 47 市

(3) 納税義務者

事業所等（※1）で行われる事業（※2）を課税客体とし、当該事業を行う法人又は人が納税義務者となる。

※1 人を配置し、有形の施設を設けて継続して事業が行われる場所の総体、主たる事務所、事業所部分だけではなく事業所等を構成する附属的な部分も含まれる。単独で設置された無人倉庫等もそれを管理する事業所等と一体となって使用されている場合は事業所等を構成する部分として課税対象となる。市外の事業所等によって管理されている場合も同様。なお、一時的（2～3 か月程度）に設置されたものは継続性がないため事業所等には該当しない。

※2 物の生産、流通、販売、サービスの提供などに係る全ての経済活動をいい、本来の事業に直接又は間接に関連して行われる付随的なものも含まれる。

(4) 課税標準及び税率

事業所税は資産割と従業者割から構成される。

資産割及び従業者割の概要は以下のとおりである。

	資産割	従業者割
課税標準	事業所用家屋の床面積（※） （借り受けている分を含む）	従業者給与総額
税率	1 m ² につき 600 円	従業員給与総額の 0.25%
免税点	延べ床面積 1,000 m ² 以下	従業員数 100 人以下
課税標準の算定期間	法人…事業年度 個人…1月1日～12月31日	
納付方法	申告納付	

※ 事業所等の敷地面積ではなく事業所用家屋（建物）の延べ面積をいう。この場合の面積は、建築面積ではなく、不動産登記簿に建物の床面積として登記されるべき面積である。

家屋（建物）とは、「屋根及び周壁又はこれらに類するものを有し、土地に定着した建造物であって、その目的とする居住、作業、貯蔵などの用に供し得る状態にあるもの」をいい、居住用の部分を除き、簡易な付属建物も全て資産割の課税対象となる。

(5) 申告

市内の事業所床面積の合計が 1,000 m²以下、従業者数が 100 人以下で事業所税の免税点以下となるために納税額が生じない場合であっても、以下のいずれかに該当する者には申告が必要となる。

- ① 課税期間の算定期間の末日における市内の各事業所等の事業所床面積の合計面積が 800 m²以上の者
- ② 課税標準の算定期間の末日における市内の各事業所等の従業者数の合計数が 80 人以上の者
- ③ 前年（個人）又は前事業年度（法人）において納付税額があった者

上記以外にも、事業所等の新設・廃止その他の事由により一定の要件（事業所床面積の合計が 800 m²未満から 800 m²以上に変更又は 800 m²以上から 800 m²未満に変更、従業者数の合計が 80 人未満から 80 人以上に変更又は 80 人以上から 80 人未満に変更）に該当した場合は、申告が必要となる。

(6) 非課税・特例・減免施設

① 非課税対象施設

事業所税の創設の趣旨、目的からして事業所税を課すべきではないと考えられる事業所等については、その一部又は全部について事業所税が課税されない。

非課税対象施設は以下に分類される。

分類	対象施設	根拠法令
人的非課税	国、地方公共団体、公団などの公共法人（法人税法第 2 条第 5 号）	地方税法第 701 条の 34 第 1 項
	宗教法人、学校法人などの公益法人等（法人税法第 2 条第 6 号）、ただし収益事業に係るものを除く。	地方税法第 701 条の 34 第 2 項
用途非課税	教育文化施設、公衆浴場、と畜場、水道施設、一般廃棄物処理施設、病院・診療所等、他多数	地方税法第 701 条の 34 第 3 項各号

② 特例対象施設

事業所税の性格、目的、社会経済政策的な観点などから事業所税を軽減する特例措置が講じられており、事業所床面積又は従業者給与総額から一定の面積又は金額を控除して課税標準を算出する。

特例対象施設は以下に分類される。

分類・根拠法令	対象施設
地方税法第 701 条の 41 第 1 項関係	協同組合等、各種学校等、公害防止施設等、産業廃棄物等処理施設、生鮮食料品価格安定用施設、醸造業の製造用施設、木材市場・木材保管用施設、ホテル・旅館用施設、港湾施設のうち一定のもの、倉庫業者の倉庫、タクシー事業用施設、特定信書便事業用施設
地方税法第 701 条の 41 第 2 項関係	心身障害者等多数雇用事業所
地方税法附則第 33 条第 5 項関係	特定農産加工事業用施設（法人：平成 28 年 3 月 31 日までに終了する事業年度分まで、個人：平成 28 年分まで）

③減免対象施設

地方税法上の非課税又は課税標準の特例の適用がある施設との均衡上、特別の事情があるものについて市税条例第 159 条の 13 によって減免措置を講じている。

減免対象施設は以下に分類される（主なものを抜粋）。

対象	要件等	減免割合		根拠法令
		資産割	従業者割	
指定自動車教習所	道路交通法第 99 条第 1 項に規定する指定自動車教習所	1/2	1/2	市税規則 77-1-(3)
修学旅行用貸切バスの事業の用に供する施設	道路運送法第 3 条第 1 号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が、修学旅行の用に供した事務所以外の部 ※ = $\frac{\text{当該旅行に係るバスの走行距離数の合計数}}{\text{当該事業の本来の事業に係るバスの走行距離数の合計数}}$	※一定割合×1/2		市税規則 77-1-(4)
酒類卸売業の保管倉庫	酒税法第 9 条に規定する酒類の販売業のうち卸売業に係る酒類の保管のための倉庫	1/2	-	市税規則 77-1-(5)
倉庫業者の倉庫	倉庫業法第 7 条第 1 項に規定する倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫(市内に有する当該倉庫に係る事業所床面積の合計面積が 30,000 m ² 未満であるものに限る。)	全部	全部	市税規則 77-1-(6)
タクシー事業用施設	地方税法第 701 条の 41 第 1 項の表第 15 号に掲げる施設(市内に有するタクシーの台数が 250 台以下である者に係る施設に限る。)	全部	全部	市税規則 77-1-(7)
家具保管用施設	家具の製造又は販売の事業を専ら行う者が、製品又は商品の保管のために要する施設	1/2	-	市税規則 77-1-(15)
漬物製造業者の製造用施設	野菜又は果実(梅に限る。)の漬物の製造業者が直接これらの製造の用に供する施設で、包装、瓶詰、たる詰その他これらに類する作業のための施設以外のもの	3/4	-	市税規則 77-1-(17)
市長が特に必要と認める施設	-	市長が定める額		市税規則 77-1-(20)

5. 軽自動車税

軽自動車税は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車（以下「軽自動車等」という。）に対して課される税である。

(1) 納税義務者

賦課期日は4月1日であり、同日現在、市内に主たる定置場のある軽自動車等を所有する者又は使用する者が納税義務者となる。

(2) 課税標準及び税額

軽自動車税の税額は、車種等により、以下のとおり定められている。

車種	車種区分	平成27年度まで	平成28年度から
原動機付自転車	総排気量 50cc 以下	1,000 円	2,000 円
	総排気量 50cc 超～90cc 以下	1,200 円	2,000 円
	総排気量 90cc 超～125cc 以下	1,600 円	2,400 円
	総排気量 50cc 以下のミニカー	2,500 円	3,700 円
二輪車及び小型特殊自動車	軽二輪 (総排気量 125cc 超～250cc 以下)	2,400 円	3,600 円
	二輪の小型自動車 (総排気量 250 c c 超)	4,000 円	6,000 円
	農耕作業用	1,600 円	2,400 円
	特殊作業用	4,700 円	5,900 円

車種区分	平成 26 年度まで	平成 27 年度から		平成 28 年度から 新車新規登録から 13 年を経過したもの（注 2）
		平成 27 年 3 月 31 日以前に新車新規登録を受けたもの	平成 27 年 4 月 1 日以後に新車新規登録を受けたもの（注 1）	
三輪	3,100 円	3,100 円	3,900 円	4,600 円
四輪以上乗用 営業用	5,500 円	5,500 円	6,900 円	8,200 円
四輪以上乗用 自家用	7,200 円	7,200 円	10,800 円	12,900 円
四輪以上貨物 用 営業用	3,000 円	3,000 円	3,800 円	4,500 円
四輪以上貨物 用 自家用	4,000 円	4,000 円	5,000 円	6,000 円

（注 1）当該車両がグリーン化特例の対象車の場合は、平成 28 年度分に限り税額が軽減さ

れます。

(注2) 動力源又は内燃機関の燃料が電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ガソリン電力併用の軽自動車並びに被けん引車を除く。

(3) 軽自動車税の減免制度

軽自動車税の減免については、市税条例第94条の2第1項及び第95条第1項によりその対象者等が規定されている。

【第94条の2第1項】

市長は、次の各号のいずれかに該当する者が所有し、又は使用する軽自動車等について、市長において必要があると認めるものに対して課する軽自動車税は、これを減免する。

- (1) 公益のため直接専用するもの
- (2) 生活保護法の規定によって生活扶助を受ける者。ただし、1台に限る。
- (3) 災害その他特別の事情がある者

【第95条第1項】

市長は、次に掲げる軽自動車等に対しては、軽自動車税を減免することができる。

- (1) 身体に障害を有し歩行が困難な者(以下「身体障害者」という。)又は精神に障害を有し歩行が困難な者(以下「精神障害者」という。)が所有する軽自動車等(身体障害者又は精神障害者(以下「身体障害者等」という。)と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。)で、当該身体障害者、当該身体障害者等のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)のために当該身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者が運転するもののうち、市長が必要と認めるもの(1台に限る。)
- (2) その構造が専ら身体障害者等の利用に供するためのものである軽自動車等

6. 市たばこ税

(1) 納税義務者等

市たばこ税は次の①又は②により課税される地方税である。

①小売販売業者に売り渡す場合の課税

市たばこ税は、製造たばこの製造業者、特定販売業者又は卸売販売業者（以下「卸売販売業者等」という。）が、製造たばこを市内の小売業者へ売り渡す場合において、その売り渡しされる製造たばこに対し、その卸売販売業者等に課税される。

②消費者に売り渡しをし、又は消費等をする場合の課税

市たばこ税は、卸売販売業者等が製造たばこにつき、消費者等に売渡しをし、又は消費その他の処分（以下「消費等」という。）をする場合において、その売渡し又は消費等される製造たばこに対し、その卸売業者等に課税される。

(2)課税標準及び税率

市たばこ税は、(1)の①の売渡し又は②の売渡し若しくは消費等に係る製造たばこの本数に税率（円/1,000本）を乗じて算出される。

市たばこ税の税率は平成27年1月1日現在1,000本につき5,262円（旧3級品の紙巻たばこを除く。）である。たばこ税は市町村税の他に国税や道府県税もあり、その内訳は次のとおりである。

（単位：円）

区 分 種 類	国 税			地 方 税			合 計
	たばこ 税	たばこ 特別税	小 計	道府県 たばこ 税	市町村 たばこ 税	小 計	
製造 たばこ	5,302	820	6,122	860	5,262	6,122	12,244
旧3級品の紙 巻たばこ	2,517	389	2,906	411	2,495	2,906	5,812

※ 税率は1,000本当たりである。

※ 製造たばこの種類は、紙巻たばこ、パイプたばこ、葉巻たばこ、刻みたばこ並びにかみ用及びかぎ用の製造たばこである。

※ 旧3級品の紙巻たばこは、わかば、エコー、しんせい、ゴールデンバット、ウルマ及びバイオレットの6銘柄の紙巻たばこをいう。

(3)たばこ税負担の内訳

たばこの価格には国たばこ税、地方たばこ税、たばこ特別税、消費税の4種類もの税金が含まれており、たばこ1箱当たりの内訳は次の通りとなる。

【1箱 430 円の商品の場合】

税等の種類	金額	割合	
本体価格 (税抜)	153.27 円	35.6%	
国たばこ税	106.04 円	24.7%	たばこ税 +
たばこ特別税	16.40 円	3.8%	
道府県たばこ税	17.20 円	4.0%	消費税等
市町村たばこ税	105.24 円	24.5%	
小計	398.15 円	92.6%	合計 276.73 円 64.4%
消費税等 (8%)	31.85 円	7.4%	
合計	430.00 円	100%	

(出典：J Tホームページ)

上記のとおり、たばこ税及び消費税等を合わせた税負担率は6割を超えている。

(4) 税率の改正

平成 25 年 4 月より以下のように税率が改正されている。国税と特別税は税率改正がなく、道府県税と市町村税は内訳が変更されているが、たばこ税額の総額に変更はない。

①製造たばこ (旧 3 級品を除く)

区分	税目	税率 (1,000 本当たり)		
		改正前	改正後	増減
国税	たばこ税	5,302 円	5,302 円	0 円
	たばこ特別税	820 円	820 円	0 円
地方税	道府県たばこ税	1,504 円	860 円	△644 円
	市町村たばこ税	4,618 円	5,262 円	644 円
計		12,244 円	12,244 円	0 円

②旧 3 級品の紙巻たばこ

区分	税目	税率 (1,000 本当たり)		
		改正前	改正後	増減
国税	たばこ税	2,517 円	2,517 円	0 円
	たばこ特別税	389 円	389 円	0 円
地方税	道府県たばこ税	716 円	411 円	△305 円
	市町村たばこ税	2,190 円	2,495 円	305 円
計		5,812 円	5,812 円	0 円

※ 改正前は平成 22 年 10 月以降の税率である。

さらに、旧 3 級品の紙巻たばこについては、平成 27 年度税制改正により特例税率が廃止され、次のように四段階で税率（国・地方合計）が改定される。

平成 28 年 4 月 1 日～	6,812 円/千本
平成 29 年 4 月 1 日～	7,812 円/千本
平成 30 年 4 月 1 日～	9,312 円/千本
平成 31 年 4 月 1 日～	12,244 円/千本

(5) 申告納付の手続

市たばこ税は申告納付の方法によらなければならない。

市たばこ税の申告納税者は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における製造たばこの売渡等にかかる製造たばこの品目ごとの課税標準数量、税額等を記載した申告書を市に提出するとともに、その申告書により納付すべき税額を市に納付しなければならない。

7. 特別土地保有税

特別土地保有税は、土地の有効活用の促進と投機的な土地取引の抑制を図るため、総合的な土地政策の一環として昭和 48 年に創設された市町村税（東京都区内は都税）である。

一定規模以上の土地を取得した者又は所有する者に対して課税するものであるが、平成 15 年度の税制改正により、平成 15 年 1 月 1 日以降取得された土地及び平成 15 年度以降の保有部分には新たな課税を行わないことになっている。

ただし、非課税土地、特例譲渡又は免除土地予定地として現在徴収猶予中の納税義務については、上記課税停止により免除されるものではなく、納税義務者は引き続き過年度課税分の納税義務を負うことになる。

(1) 納税義務者

土地又はその取得を課税対象とし、当該土地の所有者又は取得者が納税義務者となる。

特別土地保有税の概要は以下のとおりである。

区分	保有分	取得分
納税義務者	土地の所有者	土地の取得者
課税対象	1 月 1 日現在で保有期間が 10 年以内の土地	7 月 1 日前 1 年以内に取得された土地、又は 1 月 1 日前 1 年以内に取得された土地
課税標準	土地の取得価額又は修正	土地の取得価額

	取得価額のいずれか低い額	
税率	1.4%	3.0%
税額の算出方法	(課税標準×税率) －固定資産税相当額	(課税標準×税率) －不動産取得税相当額
免税点	市内で所有する、又は取得された 土地の合計面積が5,000㎡未満(※)	
納税の方法	申告納付	

※ 東京都区内を除く都市計画区域を有する市町村の基準面積

(2) 非課税

不動産取得税や固定資産税が非課税となっている土地や一定の面積（500㎡未満）の住宅用地、建築基準法第59条の2第1項（総合設計制度）により許可を受けた建築物の敷地の用に供する土地等については、特別土地保有税は非課税となる。

(3) 徴収猶予制度

以下に掲げるもの等については、申請に基づき一定の徴収猶予期間を設け、その期間内に非課税用途等に供されたことについて市町村長の確認を受けた場合には、徴収猶予に係る特別土地保有税は免除される。

- ① 一定の非課税用途に供しようとする土地（非課税土地）
- ② 優良宅地又は優良新築住宅の敷地の譲渡をしようとする土地、又は国、地方公共団体などへ譲渡しようとする土地（特例譲渡）
- ③ 恒久的な建物等の用に供しようとする土地（免除土地予定地）

なお、徴収猶予制度については、平成17年度の税制改正により、以下の見直しが行われている。

・徴収猶予期間の制限

現行の徴収猶予期間の終期の到来後、原則として延長期間を最大で10年間に制限する。

・免除要件の見直し

特例譲渡として徴収猶予されている一定の土地について、納税義務を免除する時期を現在の譲渡時から土地の造成等をし、譲渡をするための公募をした時点とする。

・計画変更の見直し

現状1回に制限されている計画変更を2回までとする。

8. 入湯税

入湯税とは、地方税法にその用途が定められている目的税であり、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設、消防施設等の整備や観光の振興に要する費用に充てるための税として創設されている。

(1) 納税義務者

市は、市税条例第 150 条により、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に入湯税を課すと規定している。

ただし、同条例第 151 条において、次の者には入湯税を課さないとする課税免除を規定している。

- ・ 12歳未満の者
- ・ 共同浴場又は公衆浴場の入湯者
- ・ 地域住民の福祉向上目的の施設の入湯者
- ・ 自炊用簡易施設、日帰り専用施設等で料金が1,000円以下の施設の入湯者
- ・ 学校教育の一環として行われる行事に参加する場合における入湯者

(2) 税率

入湯税の税率は、以下のとおりである（市税条例第 152 条）。

入湯客で宿泊する者	1人1泊について	150円
入湯客で宿泊しない者	1人について	50円

(3) 徴収方法及び徴収手続

入湯税は特別徴収の方法によらなければならないとされており、鉱泉浴場の経営者が特別徴収義務者となり、入湯客が納付すべき入湯税を徴収し、納付することとなる（市税条例第 153 条、154 条）。

特別徴収の事務手続の流れは以下のとおりである。

- ・ 市は毎年3月に1年分の納入申告書及び納入書を各特別徴収義務者へ送付する。
- ・ 特別徴収義務者である鉱泉浴場の経営者は、毎月15日までに前月の1日から同月末日までに徴収すべき入湯税に係る税額等を記載した所定の納入申告書を市に提出するとともに納入書により納入金を納付する。
- ・ 市は納入申告書の内容を精査し、納入申告書を受理する。

9. 鉱産税

鉱産税とは、鉱物の採掘事業に対し、鉱物の価格を課税標準として課税する市町村税であり、鉱物の採掘事業の作業所在地の市町村が課税団体となる。

鉱物とは、鉱業法第3条に規定する鉱物をいう。

(1) 納税義務者

鉱物の採掘事業を営む鉱業者が納税義務者となる。

(2) 税率

鉱産税の税率は1%である。

ただし、鉱物の採掘事業の作業場において1か月間（1日から末日までの間）に採掘された鉱物の価格が、当該作業場において200万円以下である場合には0.7%に軽減される。